

ひたちおおみや障がい者プラン2024

第3期常陸大宮市障害者計画

令和3年度(2021年度)～令和8年度(2026年度)

第7期常陸大宮市障害福祉計画 第3期常陸大宮市障害児福祉計画

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)



常陸大宮市

はじめに

本市では、令和2年度に「第3期常陸大宮市障害者計画」・「第6期常陸大宮市障害福祉計画」
「第2期常陸大宮市障害児福祉計画」を一体的に取りまとめた新たな障がい者施策に関する総合的計画として「ひたちおおみや障がい者プラン2021」を策定し、「だれもが安心して暮らせるまち」を基本理念として、障がいのある人を支える福祉サービスの充実や障がいのある人の自立と社会参加の支援を図るための施策を推進してきました。



近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後の問題など、障がいのある人を取り巻く状況は大きく変化し、多様なニーズに対するきめ細かな対応が求められています。

このような社会情勢をふまえながら、福祉環境の変化や課題、関係法令や制度の改正などを反映するため「ひたちおおみや障がい者プラン2021」を基に「第3期常陸大宮市障害者計画」を見直し、令和6年度から8年度の実施計画である「第7期常陸大宮市障害福祉計画」及び「第3期常陸大宮市障害児福祉計画」の3計画を取りまとめた「ひたちおおみや障がい者プラン2024」を策定しました。

今回の計画においても基本理念「だれもが安心して暮らせるまち」を引継ぎ、多様化・複雑化する地域課題に対して、国や県をはじめとする関係機関や障害者団体の皆様と連携しながら、障がいへの理解を深め、就労支援の充実や社会参加の促進を図ってまいります。併せまして障がいのある人もない人も住み慣れた地域で共に安心して暮らせる環境の整備により一層努めてまいりますので、市民の皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、専門的な立場から貴重なご意見、ご提言をいただきました常陸大宮市障害者計画等推進協議会委員をはじめ、市民の皆様に感謝申し上げます。

令和6年3月

常陸大宮市長 鈴木 定幸

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	3
5 計画の策定体制.....	4
6 近年の法律・制度等の動向.....	4
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	6
1 障がいのある人の現状.....	6
2 成果目標の達成状況.....	14
3 障害福祉サービスの見込量と実績値.....	18
4 障害児福祉サービスの見込量と実績値.....	20
5 地域生活支援事業の見込量と実績値.....	21
第3章 計画の基本的な考え方.....	23
1 計画の基本理念.....	23
2 計画の基本的視点.....	24
3 計画の基本目標.....	25
4 計画の施策体系.....	27
第4章 第3期常陸大宮市障害者計画.....	28
基本目標1 相談支援体制の充実.....	28
基本目標2 地域生活を支援するサービス基盤の充実.....	31
基本目標3 障がいのある子供への療育と特別支援教育の充実.....	35
基本目標4 安心して地域生活ができる環境の整備.....	37
基本目標5 就労や社会活動による生きがいのづくりの推進.....	39
基本目標6 心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進.....	41
第5章 第7期常陸大宮市障害福祉計画.....	42
1 計画の成果目標.....	42
2 サービス体系.....	48
3 障害福祉サービスの見込量と確保の方策.....	49
4 地域生活支援事業の見込量と確保の方策.....	56

第6章 第3期常陸大宮市障害児福祉計画.....	64
1 計画の成果目標.....	64
2 サービス体系.....	65
3 障害児福祉サービスの見込量と確保の方策.....	66
第7章 計画の推進と進行管理.....	69
1 障がい者施策に関する体制の整備.....	69
2 市民、関係団体、自立支援協議会との連携強化.....	69
3 計画の進行管理.....	70
資料編.....	71
1 策定経過.....	72
2 常陸大宮市障害者計画等推進協議会設置要綱.....	73
3 常陸大宮市障害者計画等推進協議会委員名簿.....	74
4 市内事業所一覧.....	75

●「障害」の表記について●

この計画書においては、心のバリアフリーを推進するために、法令用語や引用、団体名等の固有名詞を除き「障害者」などの「害」の字の表記については、「障がい」、「障がい者」または「障がいのある人」としました。

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、障がいのある人が安心して生活できるよう、障がいを支える福祉サービスの充実を図るとともに、障がいのある人の自立と社会参加の支援を総合的に推進するために、令和3年3月に「第3期常陸大宮市障害者計画」、「第6期常陸大宮市障害福祉計画」、「第2期常陸大宮市障害児福祉計画」の3計画を「ひたちおおみや障がい者プラン2021」として一体的に策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

この間、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の制定等の大きな動きが見られました。

国では、こうした動向を踏まえながら、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）を策定しました。

「障害者基本計画（第5次）」は、共生社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めています。

また、茨城県では、国の動向や方針、県における取組実績等を踏まえ、令和3年3月に障害者計画と障害福祉計画を一体化した「第2期新しいばらき障害者プラン改定版」（平成30年度～令和5年度）を策定し、「ノーマライゼーション」と「完全参加」という基本理念のもと、「活力があり、県民が日本一幸せな県づくり」を目指し、3つの視点と15の施策項目を掲げ、中でも重点施策として「権利擁護の推進」、「就労機会の拡大」、「スポーツ・レクリエーション活動の充実」、「精神障害者への支援の充実」、「障害児支援の提供体制の整備」等に取り組み、障害福祉施策の総合的な推進を図っているところです。

こうした中、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後の問題など、障がいのある人を取り巻く状況は大きく変化し、多様なニーズに対するきめ細かな対応が求められており、共生社会を実現するために、市が担う役割は重要なものとなっています。

そのため、本市では、「ひたちおおみや障がい者プラン2021」について令和5年度末に見直しを行い、福祉を取り巻く社会状況の変化や課題に対応するとともに、関係法令・制度等の動きを踏まえ、さらなる障がい者施策の推進に向けた「ひたちおおみや障がい者プラン2024」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 障害者計画

「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項において策定が定められている「市町村障害者計画」であり、障がいのある人のための保健、医療、福祉、療育、教育および就労など障がい者施策に関する基本的な計画です。

(2) 障害福祉計画

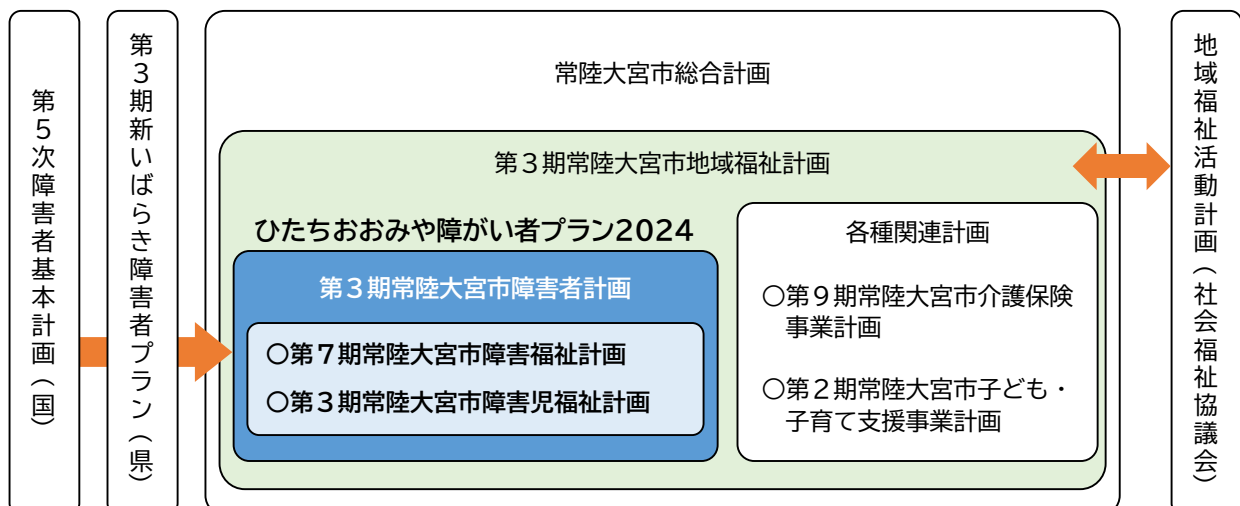
「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項において策定が定められている「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制および必要なサービスの見込量等を具体的に定める計画です。

(3) 障害児福祉計画

「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項において策定が定められている「市町村障害児福祉計画」であり、国の基本指針に即して、障害児通所支援等サービスおよび相談支援の提供体制および必要なサービスの見込量等を具体的に定める計画です。

(4) 関連計画等との整合性

計画の策定にあたっては、国の「基本指針」や県の「第3期新しいばらき障害者プラン」、本市の上位計画である「常陸大宮市総合計画」や「常陸大宮市地域福祉計画」等の関連計画との整合性を図りながら策定するものです。



3 計画の期間

(1) 第3期常陸大宮市障害者計画

令和3年度から令和8年度までの6年間としています。令和5年度に、計画の達成状況や地域の実情を踏まえ、計画の見直しを行いました。

(2) 第7期常陸大宮市障害福祉計画、第3期常陸大宮市障害児福祉計画

国が示す基本指針の定めるところにより、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

年度 計画名	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
総合計画（基本計画）	前期	現行計画					次期		
地域福祉計画	第3期					次期			
障害者計画	第3期						第4期		
障害福祉計画	第6期			第7期			第8期		
障害児福祉計画	第2期			第3期			第4期		

4 計画の対象

「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」は、障害者手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、難病などがあるために日常生活や社会生活の中で何らかの支援を必要とする人を対象とします。

なお、本計画は、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現のため、全ての市民による理解と協力を必要とすることから、本計画の広義の対象は「全ての市民」となります。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「常陸大宮市障害者計画等推進協議会」および「常陸大宮市地域自立支援協議会」において、計画内容の審議等を行いました。

6 近年の法律・制度等の動向

「第3期常陸大宮市障害者計画・第6期常陸大宮市障害福祉計画・第2期常陸大宮市障害児福祉計画」を策定した令和3年3月以降、障がい者施策に関して以下のような動きがありました。

（1）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正（障害者差別解消法）

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化することが規定されました。

（2）医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）

令和3年6月に、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、医療的ケア児支援法が公布・施行されました。

（3）障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）

令和4年5月に、障がい者による情報の取得・利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布・施行されました。

（4）児童福祉法の改正

令和4年6月に児童福祉法が改正され、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充などが規定されました。

（5）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正（障害者総合支援法）

令和4年12月に障害者総合支援法が改正され、障がいのある人等の希望する生活を実現するため、障がいのある人等の地域生活や就労の支援の強化などが規定されました。

（６）障害者の雇用の促進等に関する法律の改正（障害者雇用促進法）

令和４年12月に障害者雇用促進法が改正され、事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、障がい者雇用の質の向上などが規定されました。

（７）難病の患者に対する医療等に関する法律の改正（難病法）

令和４年12月に難病法が改正され、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることが規定されました。

（８）障害者基本計画(第５次)

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、令和５年３月に障害者基本計画（第５次）が策定されました。

（９）第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」は、障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針であり、都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則３か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定することとなっています。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 障がいのある人の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口は、年々減少しており、令和4年に4万人を下回り、令和5年には39,151人となっています。

年齢3区分で見ると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口は増加を続けています。令和5年には15,105人となり、構成比（高齢化率）は38.6%となっています。

■常陸大宮市の人口(年齢3区分)

単位:人、%

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
65歳以上	14,819	14,862	15,011	15,132	15,105
構成比	35.4	36.1	37.2	38.0	38.6
15～64歳	22,889	22,294	21,543	20,941	20,509
構成比	54.7	54.2	53.4	52.6	52.4
0～14歳	4,161	3,966	3,814	3,715	3,537
構成比	9.9	9.6	9.4	9.3	9.0
総人口	41,869	41,122	40,368	39,788	39,151

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 障害者手帳所持者数等の推移

①身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳※¹所持者数は、1,500人前後で推移しており、令和5年4月1日現在、18歳以上が1,505人、18歳未満が14人で計1,519人となっています。

等級別でみると、最重度である1級が545人で最も多く、次いで4級が339人となっています。

区分別（次頁）でみると、肢体不自由が717人で最も多く、次いで内部障がいが608人となっています。

■身体障害者手帳所持者数（等級別）

単位：人

区分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級 (最重度)	18歳以上	514	502	515	514	537
	18歳未満	11	13	11	11	8
	計	525	515	526	525	545
2級	18歳以上	232	219	212	203	201
	18歳未満	1	1	1	0	0
	計	233	220	213	203	201
3級	18歳以上	274	270	249	253	266
	18歳未満	5	5	5	4	4
	計	279	275	254	257	270
4級	18歳以上	351	345	341	339	338
	18歳未満	4	4	2	2	1
	計	355	349	343	341	339
5級	18歳以上	82	80	79	74	77
	18歳未満	0	0	0	1	1
	計	82	80	79	75	78
6級	18歳以上	88	85	86	85	86
	18歳未満	0	0	0	0	0
	計	88	85	86	85	86
総数	18歳以上	1,541	1,501	1,482	1,468	1,505
	18歳未満	21	23	19	18	14
	計	1,562	1,524	1,501	1,486	1,519

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

■身体障害者手帳所持者数（区分別）

単位：人

区分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
肢体不自由	18歳以上	801	767	732	705	707
	18歳未満	16	16	14	14	10
	計	817	783	746	719	717
視覚障がい	18歳以上	79	80	80	77	79
	18歳未満	0	0	0	0	0
	計	79	80	80	77	79
聴覚・平衡 機能障がい	18歳以上	98	93	94	96	100
	18歳未満	3	3	2	1	1
	計	101	96	96	97	101
音声・言語・ そしゃく機能 障がい	18歳以上	16	15	14	14	14
	18歳未満	0	0	0	0	0
	計	16	15	14	14	14
内部障がい	18歳以上	547	546	562	576	605
	18歳未満	2	4	3	3	3
	計	549	550	565	579	608
総数	18歳以上	1,541	1,501	1,482	1,468	1,505
	18歳未満	21	23	19	18	14
	計	1,562	1,524	1,501	1,486	1,519

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

※1 身体障害者手帳：身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がいの程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事（政令市長及び中核市長等）が交付するもの。

②療育手帳所持者の状況

療育手帳※2所持者数は、年々増加しており、令和5年4月1日現在、18歳以上が346人、18歳未満が61人で計407人となっています。

等級別でみると、C（軽度）が117人で最も多く、次いでB（中度）が111人となっています。

■療育手帳所持者数（等級別）

単位：人

区分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
㊤ (最重度)	18歳以上	69	66	66	66	69
	18歳未満	14	15	12	13	11
	計	83	81	78	79	80
A (重度)	18歳以上	93	93	91	90	91
	18歳未満	6	8	7	12	8
	計	99	101	98	102	99
B (中度)	18歳以上	89	92	92	95	99
	18歳未満	14	18	19	14	12
	計	103	110	111	109	111
C (軽度)	18歳以上	66	68	73	80	87
	18歳未満	35	36	38	36	30
	計	101	104	111	116	117
総数	18歳以上	317	319	322	331	346
	18歳未満	69	77	76	75	61
	計	386	396	398	406	407

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

※2 療育手帳：知的障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し申請に基づいて障がいの程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として県知事（政令市長）が交付するもの。

③精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

精神障害者保健福祉手帳^{※3}所持者数は、年々増加しており、令和5年4月1日現在、291人となっています。

等級別でみると、2級が171人で最も多く、次いで3級が96人となっています。

また、自立支援医療^{※4}（精神通院）受給者証所持者数は、令和5年4月1日現在、662人となっており、精神障害者保健福祉手帳所持者の2倍以上となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）

単位：人

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	20	26	27	23	24
2級	140	149	150	159	171
3級	70	76	81	82	96
総数	230	251	258	264	291

■自立支援医療受給者証所持者数

単位：人

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神通院医療	592	624	304 ^{※5}	630	662
更生医療	7	8	7	7	9
育成医療	1	1	2	0	0

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

※3 精神障害者保健福祉手帳：精神障がい者の社会復帰および自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象として交付されるもの。

※4 自立支援医療：障害者総合支援法による医療給付であり、原則90%の医療費を医療保険と公費で負担し、10%を自己負担するもの。次の3種類がある。

- ①精神通院医療：精神疾患等があり、通院による精神医療が継続的に必要な人に対し、その通院医療に給付される。
- ②更生医療：身体障がい者が機能障がいを除去または軽減するための医療に給付される。
- ③育成医療：身体に障がいのある子供またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある子供の治療に給付される。

※5 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた取扱いにより、1年間の延長が適用されたため、受給者証所持者数が減少した。

④指定難病特定医療費助成制度受給者等の状況

難病患者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく「障害福祉サービス等」の対象となっており、令和5年4月1日現在、指定難病は338疾病、小児慢性特定疾病は、788疾病が指定されています。

令和5年3月31日現在の指定難病特定医療費助成制度※⁶の受給者数は310件、小児慢性特定疾病医療費助成制度※⁷の受給者数は25件となっています。

■各種医療費助成制度の受給者数

単位：人

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病特定医療費	285	284	304	285	310
小児慢性特定疾病医療費	26	28	34	21	25

資料：ひたちなか保健所（各年3月31日現在）

- ※6 指定難病特定医療費助成制度：「難病法」（正式名称：「難病の患者に対する医療等に関する法律」）に定める対象疾病に罹患し、病状が一定の基準を満たす人または高額な医療費を支払っている人に対して、医療費を助成する制度により交付されるもの。
- ※7 小児慢性特定疾病医療費助成制度：小児慢性特定疾病にかかっている子供等について、健全育成の観点から患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度により交付されるもの。

(3) 障がいのある子供の教育の現状

市内の特別支援学級^{※8}について、令和5年では、小学校11校に24学級、中学校4校に9学級が設置されており、小学校に105人、中学校に44人の子供が通学しています。また、特別支援教育を推進するために、平成17年度から小・中学校に「特別支援教育コーディネーター^{※9}」を配置しています。

特別支援学校^{※10}については、小学部に17人、中学部に14人の子供が通学しています。本市では、大子特別支援学校への通学が大半を占めています。

■特別支援学級の設置状況

区分	設置学校数	学級数	人数
小学校	11 校	24 学級	105 人
中学校	4 校	9 学級	44 人

資料：学校教育課（令和5年3月31日現在）

■特別支援学校への通学者数

単位：人

区分	小学部	中学部	合計
水戸聾学校	0	1	1
水戸特別支援学校	1	1	2
大子特別支援学校	16	11	27
水戸飯富特別支援学校	0	1	1
常陸太田特別支援学校	0	0	0
総数	17	14	31

資料：学校教育課（令和5年3月31日現在）

- ※8 特別支援学級：学校教育法第81条では、「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級であり、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行う」と規定している。
- ※9 特別支援教育コーディネーター：障がいのある子供の発達や障がい全般に関する知識を持ち、相談業務を行うことができるとともに、学校内および関係機関や保護者との連絡調整役としてのコーディネーター的な役割を担う。
- ※10 特別支援学校：学校教育法第72条では、「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる知識技能を授けることを目的とする学校」と規定している。

(4) 雇用・就労の現状

常陸大宮公共職業安定所管内（常陸太田市、常陸大宮市および大子町）における、令和4年の障がいのある人の就職者数は102人であり、就職率（有効求職者に対する就職者数の割合）は、33.4%となっています。

令和5年の障害者雇用率（常用雇用労働者^{※11}数に対する障がい者数の割合）は、2.45%となっています。

■常陸大宮公共職業安定所管内の障がいのある人の求職登録状況

項目	人数等	備考
新規求職登録者数	184人	
有効求職登録者数	305人	令和4年度平均
紹介件数	360人	
就職者数	102人	
就職率	33.4%	令和4年度就職者数／月平均有効求職登録者数
就職者のうち「障害者試行雇用事業（トライアル雇用） ^{※12} 」を活用した者	2人	

資料：常陸大宮公共職業安定所（令和5年3月31日現在）

■常陸大宮公共職業安定所管内の障がいのある人の雇用状況

項目	実績	備考
対象企業数	45社	企業規模50人以上
常用雇用労働者数	7,149人	企業規模50人以上
障がい者数	133人	重度障がい者38人、うち4人は短時間労働者
雇用率	2.45%	
雇用率達成企業の割合	64.4%	

資料：常陸大宮公共職業安定所（令和5年6月1日現在）

※11 常用雇用労働者：期間を決めず、または1年を超える期間を決めて雇われている者など、常時雇用されている労働者のこと。

※12 障害者試行雇用事業（トライアル雇用）：障がいがある人等の就職が困難な求職者を試行的に短期間（原則3か月）雇用し、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとする制度のこと。

2 成果目標の達成状況

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における、成果目標の達成状況は次のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度（2023年度）末までに、障がいのある人の状況と意向、地域の受入体制等を踏まえ、関係機関と連携して達成をめざします。

項目	令和5年度末	
	目標値	実績見込値
地域生活に移行する施設入所者数	6人	3人
令和元年度末時点の施設入所者数（97人）の6%以上が、令和5年度末までに地域生活へ移行します。		
施設入所者数	95人	95人
令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点（97人）から1.6%以上削減します。		

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した、在宅支援および地域の課題解決に向け「常陸大宮市地域自立支援協議会」等を活用するなどして地域包括ケアシステムの構築に努めます。

項目	年度	令和3	令和4	令和5 (見込)
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	目標値	2回	2回	2回
	実績値	0回	0回	1回
協議の場への関係者の参加者数	目標値	10人	10人	10人
	実績値	0人	0人	10人
協議の場における目標設定および評価の実施回数	目標値	2回	2回	2回
	実績値	0回	0回	1回

(3) 地域生活支援拠点の整備と機能の充実

常陸大宮市内の事業所等有する機能を有機的に連携する「面的な体制」によって地域生活支援拠点等の整備に努める。また、「常陸大宮市地域自立支援協議会」等を活用するなどして、課題の検討や運用状況の検証を行います。

年度		令和3	令和4	令和5 (見込)
項目	目標値	検討	検討	1箇所
	実績値	0箇所	0箇所	1箇所
協議の場における目標設定および評価の実施回数	目標値	2回	2回	2回
	実績値	0回	0回	1回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

令和5年度末までに、福祉サービス事業所や関係機関と協力して、就労移行支援事業等の強化による一般就労への意向を図ります。

項目	令和5年度末	
	目標値	実績見込値
一般就労への移行者数 就労移行支援事業所等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人の人数を令和元年度の一般就労への実績（4人）の1.27倍以上とします。	6人	6人
就労移行支援事業の一般就労への移行者数 就労移行支援事業を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人の人数を令和元年度の一般就労への移行実績（0人）の1.30倍以上とします。	2人	3人
就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数 就労継続支援A型事業を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人の人数を令和元年度の一般就労への移行実績（0人）の1.26倍以上とします。	2人	3人
就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数 就労継続支援B型事業を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人の人数を令和元年度の一般就労への移行実績（4人）の1.23倍以上とします。	5人	0人
一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者 令和5年度における就労移行支援事業から一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業を利用する人を7割以上とします。	3人	2人

項目	令和5年度末	
	目標値	実績見込値
就労定着支援事業所数	1 か所	0 箇所
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合を7割以上とします。		

(5) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターが中核的機能を担うこととし、適切なサービスを提供するための相談支援体制の確保と関係機関との連携強化を図ります。

項目		年度	令和3	令和4	令和5 (見込)
総合的・専門的な相談支援体制	目標値		確保	確保	確保
	実績値		確保	確保	確保
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	目標値		3件以上	3件以上	3件以上
	実績値		5 件	10件	10件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	目標値		検討	3件以上	3件以上
	実績値		0 件	2 件	3 件
相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	目標値		3回以上	3回以上	3回以上
	実績値		20回	20回	30回

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する体制の構築

国・県等が実施する研修会に参加するとともに、障害福祉サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築に努めます。

項目		年度	令和3	令和4	令和5 (見込)
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	目標値		実施	実施	実施
	実績値		実施	実施	実施
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	目標値		検討	実施	実施
	実績値		実施	実施	実施

(7) 障害児支援の提供体制の整備等

令和5年度末までに、障害児通所支援等サービス事業者や関係機関との連携により、地域の障がい児支援体制の拡充に取り組みます。

項目	令和5年度末	
	目標値	実績見込値
児童発達支援センターの設置	設置	未設置
市または常陸太田・ひたちなか福祉圏域での設置をめざします。		
保育所等訪問支援の体制構築	構築	構築
体制の構築に努めます。		
重症心身障がい児を支援する事業所の設置	設置	設置
<児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所> 市または常陸太田・ひたちなか福祉圏域での設置をめざします。		
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置
市または常陸太田・ひたちなか福祉圏域での設置をめざします。		
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	設置	設置
市または常陸太田・ひたちなか福祉圏域での設置をめざします。		

3 障害福祉サービスの見込量と実績値

(1) 訪問系サービス

数値は月平均

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績見込値
居宅介護	実利用者数	29	31	31	32	33	32
	延べ利用時間	435	318	465	371	495	480
重度訪問介護	実利用者数	1	1	1	1	1	1
	延べ利用時間	150	60	150	74	150	150
同行援護	実利用者数	6	5	6	6	6	5
	延べ利用時間	150	148	150	139	150	250
行動援護	実利用者数	2	0	2	0	2	0
	延べ利用時間	32	0	32	0	32	0
重度障害者等 包括支援	実利用者数	1	0	1	0	1	0
	延べ利用時間	150	0	150	0	150	0

(2) 日中活動系サービス

数値は月平均

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績見込値
生活介護	実利用者数	147	162	149	153	151	155
	延べ利用日数	2,863	2,981	2,908	2,778	2,952	2,833
自立訓練（機能訓練）	実利用者数	11	9	13	8	15	8
	延べ利用日数	110	79	130	57	150	50
自立訓練（生活訓練）	実利用者数	4	4	5	3	6	3
	延べ利用日数	67	79	75	57	84	50
就労移行支援	実利用者数	8	8	10	12	12	13
	延べ利用日数	160	145	200	183	240	260
就労継続支援（A型）	実利用者数	20	20	22	20	24	33
	延べ利用日数	400	384	440	399	480	660
就労継続支援（B型）	実利用者数	118	113	121	128	124	127
	延べ利用日数	2,360	1,952	2,420	2,156	2,480	2,540

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績見込値
就労定着支援	実利用者数	3	1	3	1	3	1
療養介護	実利用者数	3	3	3	3	3	4
	延べ利用日数	93	91	93	91	93	124
短期入所	実利用者数	22	14	22	13	22	20
	延べ利用日数	220	229	220	209	220	200

(3) 居住系サービス

数値は月平均

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績見込値
自立生活援助	実利用者数	3	0	3	0	3	0
共同生活援助	実利用者数	52	52	57	51	62	55
施設入所支援	実利用者数	97	98	96	92	95	91

(4) 相談支援

数値は年間

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績見込値
計画相談支援	実利用者数	352	244	362	352	372	360
地域移行支援	実利用者数	2	0	2	0	2	0
地域定着支援	実利用者数	2	0	2	0	2	0

4 障害児福祉サービスの見込量と実績値

(1) 障害児通所支援等

数値は月平均（障害児相談支援のみ年間）

区分	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績見込値
児童発達支援	実利用者数	19	27	22	31	25	23
	延べ利用日数	285	196	330	222	375	276
医療型児童発達支援	実利用者数	1	0	1	0	1	0
	延べ利用日数	8	0	8	0	8	0
放課後等 デイサービス	実利用者数	59	100	64	123	69	87
	延べ利用日数	885	886	960	1,085	1,035	1,305
保育所等訪問支援	実利用者数	2	8	2	28	2	36
	延べ利用日数	24	10	24	31	24	54
居宅訪問型 児童発達支援	実利用者数	2	0	2	0	2	0
	延べ利用日数	24	0	24	0	24	0
障害児相談支援	実利用者数	83	101	91	98	99	110
コーディネーター*	年間配置人数	1	0	1	1	1	1

*医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

5 地域生活支援事業の見込量と実績値

(1) 必須事業

数値は年間

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績見込値
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	検討	無	有	無	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	検討	無	検討	無	検討	実施
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	0	1	0	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	検討	無	検討	無	検討	実施
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	5	2	5	3	5	5
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	延べ給付件数	2	2	2	0	2	1
自立生活支援用具		3	6	3	2	3	2
在宅療養等支援用具		7	3	7	2	7	2
情報・意思疎通支援用具		10	2	10	2	10	2
排せつ管理支援用具		1,150	1,046	1,150	1,004	1,150	1,030
居宅生活動作補助用具		1	0	1	0	1	1
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	7	4	10	0	10	0
移動支援事業	実利用者数	22	10	24	9	26	15
	延べ利用時間	660	267	720	247	780	405
地域活動支援センター	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	実利用者数	20	29	20	9	20	9

(2) 任意事業

数値は年間

区 分	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績見込値
訪問入浴サービス事業	実利用者数	4	3	4	3	4	3
	延べ利用者数	200	224	200	247	200	250
日中一時支援事業	実利用者数	68	67	71	67	74	69
	延べ利用者数	4,080	4,498	4,260	4,031	4,440	4,150
自動車運転免許取得費助成事業	実利用者数	2	2	2	1	2	1
自動車改造費助成事業	実利用者数	2	2	2	1	2	1

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

常陸大宮市の総合計画である『ひたちおおみや未来創造ビジョン』（平成29年3月計画決定）において、目指すべき将来像を【人が輝き 安心・快適で 活力と誇りあふれるまち】と設定し、「ふるさと常陸大宮」を次の世代、そして未来へとつないでいくまちづくりを進めています。

障がいのある人に関わる福祉行政においては「安心・快適なまちづくり」を基本理念として、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしつづけることができるよう、早期から切れ目のない支援を行い、社会的自立に向けた生活支援および就業支援の充実を図っています。

これを受け『第3期常陸大宮市地域福祉計画』（令和2年3月策定）では【思いやりとやさしさにあふれ 住み慣れた地域で いつまでも暮らすことができる 「常陸大宮市」をみんなで築く】を計画理念とし、各種福祉サービスの充実・提供に努めるとともに、多様化・複雑化する地域課題に対し、多職種が共同して課題解決に取り組むことが必要であるとの認識のもとに、サービス情報の提供やサービスの質の向上に努めています。

このことを踏まえつつ、常陸大宮市の将来像とこれからの福祉行政のあり方を見据え、障がいのある人が安心して生活できるよう、障がいを支える福祉サービスの充実を図るとともに、障がいのある人の自立と社会参加の支援を総合的に推進するために、「だれもが安心して暮らせるまち」を本計画の基本理念と定めます。



だれもが安心して暮らせるまち

2 計画の基本的視点

障がいのある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の社会参加を制約する社会的障壁を除去するために、次の“各分野に共通する横断的視点”により施策を推進します。

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者の基本的人権を尊重し、障がい者の意思決定を支援します。

(2) 共生社会の実現に向けた施策の推進

障がいのある、なしにかかわらず、だれもが自分らしく安心して生活することができる共生社会を実現するため、差別の解消やアクセシビリティの向上など、社会的障壁の除去に向けた施策を推進します。

(3) 総合的かつ分野横断的な支援

多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野が連携し、切れ目のない支援を行います。

(4) 一人ひとりに配慮したきめ細かい支援

障がい者施策は、障がいの特性や状態、個々の生活実態等に応じた支援の必要性を踏まえて推進するとともに、障がいの特性等のさらなる理解促進に向けた施策の充実を図ります。

(5) 複合的に困難な状況に置かれた障がいのある人への支援

複合的に困難な状況に置かれた障がいのある人に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて施策を推進します。

(6) 実効性のある施策の推進

P D C Aサイクルを構築し、着実に実行するとともに施策の見直しを行い、実効性のある施策を推進します。

3 計画の基本目標

本計画の基本理念および本市の将来像を具現化するために、6つの目標を定め、各施策や事業を推進していきます。

基本目標1 相談支援体制の充実

- 障がいのある人のための相談支援員の人材確保
- 地域の中核的な相談支援機関の運営
- 計画相談事業所およびサービス提供事業所相談員のスキルアップの支援
- 保健所やハローワークなどのほか相談支援機関との連携強化



- ◆相談支援をすべての人が受けられる体制づくり
- ◆適切な支援に結び付けられる支援体制の構築

基本目標2 地域生活を支援するサービス基盤の充実

- 日常生活を支援するための福祉サービスの提供
- 各種経済的支援の実施



- ◆障がいのある人が地域で暮らすための基盤づくり
- ◆主体的なサービス選択を可能にする体制整備

基本目標3 障がいのある子供への療育と特別支援教育の充実

- 乳幼児健康診査や健康診査後の支援の実施
- 幼稚園・保育園（所）・認定こども園など乳幼児の通園施設とのネットワーク化の促進
- 特別支援学校との連携
- 特別支援教育コーディネーター等の配置
- 特別支援学級や通級での指導の強化
- 教職員に対する研修



- ◆子供の成長発育の確認や障がいの早期発見・早期療育
- ◆障がいのある人や障がい特性に対する理解を深める教育体制

基本目標4 安心して地域生活ができる環境の整備

- 公共施設や公共交通機関などのバリアフリーの推進
- 障がい特性に対応した情報提供方法の多角化
- 防災や防犯対策の充実
- 災害時の避難行動に対する支援と具体策の検討



- ◆安全で快適な生活環境を整備
- ◆誰にでも開かれたまちづくり

基本目標5 就労や社会活動による生きがいのづくりの推進

- 一般就労・就労継続に向けた支援の推進
- 障がいのある人の労働機会の開拓
- 障がいのある人の身近な地域での活動の活性化
- 多様な活動への参加機会の拡大



- ◆障がいのある人のさまざまな社会活動への参加促進

基本目標6 心のバリアフリー・ユニバーサルデザイン※13の推進

- 共生社会の理念や障害者週間などの広報・啓発の推進
- 障がいのある人や障がい特性に関する理解促進のための広報・啓発の推進
- 公共施設や民間施設等のユニバーサルデザイン化の推進



- ◆共生社会の実現
- ◆心のバリアフリーとユニバーサルデザインの深化・定着

※13 ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう生活環境をデザインする考え方。

4 計画の施策体系

基本理念	だれもが安心して暮らせるまち
基本的視点	(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援
	(2) 共生社会の実現に向けた施策の推進
	(3) 総合的かつ分野横断的な支援
	(4) 一人ひとりに配慮したきめ細かい支援
	(5) 複合的に困難な状況に置かれた障がいのある人への支援
	(6) 実効性のある施策の推進

基本目標	施策
1 相談支援体制の充実	(1) 「基幹相談支援センター」および「相談支援体制」の充実
	(2) 心の病の予防・支援策の推進
2 地域生活を支援するサービス基盤の充実	(1) 障害福祉サービス等の提供体制の充実
	(2) 年金、医療費助成および手当等の周知啓発の推進
3 障がいのある子供への療育と特別支援教育の充実	(1) 早期発見・早期療育（支援）の推進
	(2) 特別支援教育の充実
4 安心して地域生活ができる環境の整備	(1) 生活環境・情報提供の向上とバリアフリー化の推進
	(2) 防災・防犯の協力体制づくり
5 就労や社会活動による生きがいづくりの推進	(1) 就労支援の充実と地域での仕事の開拓
	(2) 生涯学習活動への支援と余暇活動の充実
6 心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	(1) 広報・啓発の推進

第4章 第3期常陸大宮市障害者計画

基本目標1 相談支援体制の充実

(1) 「基幹相談支援センター」および「相談支援体制」の充実

障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、日常生活での悩みや福祉サービスが適切に利用できるよう「相談支援体制」を築くことが不可欠です。

「子育て」、「教育」、「学校生活」および「健康づくり」に関する相談等に各部署が専門的視点から応じていくとともに、相談者に対し適切な支援が提供できるよう専門職を配置した総合的な相談支援機関である「基幹相談支援センター」の充実を図ります。

また、障がいのある人がさまざまなサービスを適正に選択できるよう、ライフステージに応じた情報提供を行います。

さらに、障がいのある人や障がいのある子供が虐待を受けることのないよう、予防のための措置を講じ、判断能力の不十分な人の権利擁護については、成年後見制度の利用支援を関係機関と連携して行います。

取組	内容	担当
相談支援事業	障がいのある人や家族等からの相談に応じ、情報提供、助言、サービス利用計画の作成、サービス事業所等との連絡調整などを総合的に行います。広報等により、周知を徹底するとともに、相談支援事業所等に対しさらなる体制強化を働きかけます。	社会福祉課
障害者相談員事業	障がいに関わる悩みや生活上の諸問題について、障がいのある人や家族等からの相談に応じます。事業の広報等による周知および利用者の拡大を図ります。	社会福祉課
家庭児童相談事業	家庭相談員を配置し、子どもの養育等に関する相談・援助等を行います。	こども課
民生委員・児童委員との連携	定期的な訪問活動を展開する民生委員・児童委員との連携を密にし、地域相談支援体制の充実を図ります。また、災害時避難行動要支援者名簿の更新および共有化を図り、災害時における個別避難計画（避難支援プラン）等、避難対策を推進します。	社会福祉課
基幹相談支援センター	行政や福祉、医療、教育等の関係機関と連携して、障がいのある人とその家族が抱えている不安や課題を一緒に解決するために支援を行う「基幹相談支援センター」を運営します。	社会福祉課
虐待防止センター	障がいのある人（児）の虐待の予防と早期発見および擁護者支援のため、センターを設置し障がいのある人の虐待防止、擁護者への支援を進めます。	社会福祉課

取組	内容	担当
地域自立支援協議会の運営	障がい福祉の関係団体による連携強化や地域における情報共有、障がいのある人に対する支援体制の強化について協議するなど、障がい者施策を推進します。	社会福祉課
障害者差別解消支援地域協議会の設置	障がいを理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取り組みを進めるため、障害者差別解消支援地域協議会を設置します。協議会が組織され関係する機関などのネットワークが構成されることによって、地域全体としての差別の解消に向けた主体的な取り組みを推進していきます。	社会福祉課
社会福祉協議会との連携	相談支援事業や心配ごと相談事業運営など社会福祉協議会との連携を強化します。	社会福祉課
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者および精神障がい者の福祉の増進を図るために、民法で定める成年後見制度について、市長による後見、保佐または補助開始の審判の請求を行うこと並びに低所得の成年被後見人、被保佐人および被補助人が当該審判の申し立てによって決定された成年後見人等に支払った報酬の援助を行います。	社会福祉課 長寿福祉課
子育て相談	乳幼児から就学前の子供を持つ保護者等を対象に、心理専門員、保健師等で各種の育児相談を実施し、子育てに関する悩みや不安の相談を受けます。子育てに不安を持つ保護者支援を継続して行うことで、安心して子育てができる体制をつくります。	こども課 こどもセンター
妊産婦・乳幼児訪問等指導	妊産婦・乳幼児を対象に保健師・管理栄養士等が自宅に訪問したり、保健センターで保健指導を実施します。リスクの高い妊婦に対しての関わりをさらに強化することで、安心して妊娠から出産、育児ができるよう支援していきます。	健康推進課
心配ごと相談	市民の日常生活に関することや悩みの相談に応じ、適切な助言および援助を行います。多様化する相談ニーズに対応できるよう、相談員の資質の向上を図るとともに、広く市民に事業の周知を図り事業を推進します。	社会福祉課 社会福祉協議会

(2) 心の病の予防・支援策の推進

障がいのある人の中には、さまざまな悩みを抱え込み、引きこもりがちになってしまう場合があるため、心のケアや理解することが大切となります。

引きこもり、不登校、職場における過度のストレスおよび家庭内での諸問題などをきっかけとした心の病は誰にも起こりうることから、特にうつ病等についての正しい知識を普及し、心の病の予防と治療に向けた相談支援対策を推進します。

取組	内容	担当
地域活動支援センター（相談支援事業）	専門員を配置して医療・福祉および地域との連携強化のための調整、地域住民への障がいのある人に対する理解促進のための普及啓発を推進します。	社会福祉課
スクールカウンセラーの配置	小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、子供の心の問題に関して相談を行い、暴力行為、いじめ、不登校等の未然防止、早期発見および早期解決をめざします。	学校教育課
広報・啓発事業	うつ病等の心の健康について広報誌やインターネットの活用、各種パンフレットの配布により、正しい知識の普及を図ります。また、一人ひとりが心の健康に関心を持ち、心の健康を保つための行動がとれるよう、普及啓発を推進します。	健康推進課
こころの健康相談	心の病や悩みを抱えている本人やその家族の方の相談を行います。医療機関等と連携し、心の悩みを抱え込まずに生活できるよう相談事業の周知に努めます。	健康推進課
産後うつへの支援	エジンバラ産後うつ病質問票を活用した、産後2週間および産後1か月健診を実施し、医療機関と連携します。また、保健師による訪問のほか、産後ケア事業や助産師により相談事業等で早期支援を行います。	健康推進課

基本目標2 地域生活を支援するサービス基盤の充実

(1) 障害福祉サービス等の提供体制の充実

障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、それぞれの障がい特性に即した各種サービスが必要となります。

障がいのある人が地域において安心して日常生活が送れるように支援するさまざまなサービス・制度の普及と推進を図り、障がいの特性やライフステージ、利用の希望に沿って円滑に提供できるようサービス量の確保および充実に努めます。

障害福祉サービス等の具体的な数値目標は、第5章「第7期障害福祉計画」、第6章「第3期障害児福祉計画」に定めており、サービス基盤の充実および事業の周知を図り利用の拡大に努めます。

取組	内容	担当
移動支援事業	障がいのある人が余暇活動や公共施設への必要な外出を行う際の移動支援を行います。乗り合いタクシー、福祉有償運送事業などの利用を含め、障がいのある人（児）のニーズに合わせた事業運用ができるよう対応します。	社会福祉課
福祉有償運送運営協議会設置事業	福祉有償運送（特定非営利活動法人等が、高齢者および障がいのある人等公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に通院、通所等を目的に有償で行う移送サービスのことをいう。）について、地域の代表、利用者の代表、タクシー会社等関係機関・団体等による協議会を設置・運営します。	社会福祉課
地域活動支援センター事業	障がいのある人等に対し、創作的活動または生産活動の機会を提供することなどを通して日中生活の支援を行います。	社会福祉課
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労および日常介護している家族の一時的な休息を確保し、負担軽減を図ります。	社会福祉課
訪問入浴サービス事業	重度の障がいのある人が、自宅で入浴することが困難な場合に、移動入浴車を定期的に派遣し、入浴サービスを行います。	社会福祉課
コミュニケーション支援事業	聴覚等の障がいにより意思疎通を図ることが困難な人に手話通訳者または要約筆記者を派遣し、コミュニケーション支援を行います。広報等を徹底し、広く聴覚障がい者等が利用できるよう努めます。	社会福祉課
配食サービス事業	在宅において食事の支度が困難である身体障がい者や高齢者等に、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否の確認を行います。	長寿福祉課

取組	内容	担当
福祉タクシー 利用料金助成 事業	障がいのある人や高齢者の外出等を支援する交通手段としてタクシー料金の一部を助成します。 年48回を上限として利用券を発行します。	長寿福祉課
デマンド交通 事業	市民の福祉向上を図るため、交通弱者の日常生活の交通手段を確保し、利用者の要求に応じて運行する予約制乗り合いタクシーを運行します。市民が安心して暮らせるための交通手段の確保および生活環境を実現します。	社会福祉協議会
ファミリーサ ポートセンタ ー事業	育児、介護等の援助を受けたい人と援助を行いたい人を会員として登録し、相互援助活動を推進するものです。援助を受けたい人のニーズを細かく把握するとともに、援助を行いたい人の増員について、広報等で働きかけます。	社会福祉課 社会福祉協議会
日常生活自立 支援事業	判断能力が十分でない障がいのある人や認知症高齢者が安心して生活が送れるように日常生活に必要な福祉サービスの利用手続きや金銭管理を支援します。	社会福祉協議会

(2) 年金、医療費助成および手当等の周知啓発の推進

障がいのある人がさまざまなサービスの提供を受けられるように、サービスの入り口となる障害者手帳の交付時において、NHK受信料や軽自動車税の減免措置等の周知を図り、障がいに応じた支援策の情報提供を適切に行います。

また、医療を必要とする障がいのある人が障がい種別に応じた医療費助成制度が利用できるよう支援します。

さらに、各種制度の手続き方法などの周知啓発を行います。

取組	内容	担当
税や各種割引 減免制度の周 知	自動車税（種別割・環境性能割）等の減免、JR・バス・飛行機・タクシー料金、有料道路通行料金、NHK受信料・公共料金等の減免、県立施設等の利用料減免制度について周知を図ります。	社会福祉課 税務徴収課
経過的福祉手 当	昭和61年4月1日において、20歳以上の従来の福祉手当受給者であって、特別障害者手当または障害基礎年金の支給を受けることができない人に、引き続き支給します。	社会福祉課
自立支援医療 費	障害者総合支援法により、障がいのある人等の心身の状況からみて自立支援医療を受ける必要がある人に、世帯の所得状況や治療状況を勘案して支給認定を行い、受給者証を交付し、自立支援医療費を支給します。	社会福祉課
障害者福祉手 当	身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある20歳未満の人に支給します。	社会福祉課

取組	内容	担当
障害者自動車運転免許取得助成事業	障がいのある人が就労等に伴い自動車運転免許を取得する場合に、指定自動車教習所において教習を受けるために必要な経費の一部を助成します。障がいのある人の社会参加支援のため、広報等により周知を図ります。	社会福祉課
障害者手帳の受付・交付	身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の受付・交付事務を行います。	社会福祉課
心身障害者扶養共済制度	心身障がい者の保護者が一定の期間、一定額の掛金をかけることにより、その保護者に万一のことがあった場合、心身障がい者に対して年金を支給します。	社会福祉課
身体障害者自動車改造費助成事業	障がいのある人自らが就労等に伴い所有し、運転する自動車の操行装置および駆動装置等の一部を改造する必要がある場合に、改造費の一部を助成します。障がいのある人の社会参加支援のため、広報等により周知を図ります。	社会福祉課
精神障害者医療福祉助成事業	精神障がい者の経済的負担の軽減を図るため、月額5,000円を限度に助成金を支給します。精神医療についての金銭的な支援を継続して行います。	社会福祉課
在宅心身障害児福祉手当	特別児童扶養手当の受給者で20歳未満の児童を在宅で養育している人に対して、手当を支給します。(障害児福祉手当と併給は不可)	こども課
特別児童扶養手当	身体または精神に障がいのある20歳未満の子供を扶養している保護者に支給します。	こども課
障害児福祉手当	身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある20歳未満の人に支給します。	社会福祉課
特別障害者手当	身体または精神に重度の障がいがある場合、または障がいが重複している場合等のため日常生活において、常に特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給します。	社会福祉課
日常生活用具給付等事業	障がいのある人の日常生活を改善するため点字タイプライターやポータブルレコーダー、吸引器（ネブライザー）、ストマ用装具等の障がいに応じた日常生活用具を給付します。	社会福祉課
補装具費支給事業	障がいのある人等が車いすや義手、義足、装具、補聴器等、障がいに応じた補装具を購入および修理する際の補装具費を支給します。	社会福祉課

取組	内容	担当
障害基礎年金	国民年金に加入している間、または20歳前、もしくは60歳以上65歳未満に、初診日のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障がいの状態にあるときに支給されます。 窓口・電話での相談、裁定請求書等の受理および進達を行います。	医療保険課
医療福祉費支給制度	健康保険各法の規定する患者負担分を助成する制度で、県制度に準じて実施しています。身体障害者手帳等交付後、手続きを行います。 対象者：身体障害者手帳1・2級／内部障害3級／療育手帳○A・A／障害年金1級／特別児童扶養手当1級／精神障害者保健福祉手帳1級／身体障害者手帳4級＋療育手帳B／身体障害者手帳4級＋精神障害者保健福祉手帳2級／療育手帳B＋精神障害者保健福祉手帳2級	医療保険課
特別障害給付金制度	国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない障がいのある人に、国民年金制度の発展過程に生じた特別な事情を考慮して、福祉的措置として支給されます。 窓口・電話での相談、裁定請求書等の受理および進達を行います。	医療保険課
家族介護用品支給事業	在宅の高齢者や障がいのある人等を介護している家族等に対し介護用品（購入助成券）を支給します。	長寿福祉課
難病患者福祉見舞金支給事業	難病患者とその家族の福祉の増進を図る目的で、見舞金を支給します。	社会福祉課
生活福祉資金・小口資金貸付制度	低所得者、障がいのある人、または高齢者に対し、生活福祉資金（県社会福祉協議会）の貸付相談や小口資金（市社会福祉協議会）の貸付相談および貸し付けを行います（小口資金貸付限度額5万円）。市や民生委員・児童委員との連携を密に、相談者のニーズに応える迅速な対応とともに、制度の周知を図ります。	社会福祉協議会

基本目標3 障がいのある子供への療育と特別支援教育の充実

(1) 早期発見・早期療育（支援）の推進

障がいの早期発見から速やかに療育※¹⁴へ移行できる体制の整備に努め、障がいのある子供ができるだけ早い段階で適切な支援が受けられるよう、関係機関との連携を深めて療育支援体制の充実を図ります。

また、発達の課題や保護者の悩みに寄り添い、保護者への心の支援や負担軽減を行うとともに、子供の幼稚園、保育園（所）、認定こども園等への適応に向けた支援を行います。

取組	内容	担当
発達促進保育事業	保育に欠け、心身に障がいをもつ児童を受け入れる保育所に対し、加配保育士の人件費の一部を補助することによって、障がいのある児童の健やかな成長を支援する体制を整えます。	こども課
乳幼児健康診査	乳幼児の発達の節目に、身体計測、歯科診察、子育て相談等の乳幼児健康診査を実施します。 各健診結果により、育児の悩みや不安への対応、心身の発達等の早期発見・早期療育に努めます。	健康推進課
親子教室	子どもの発育に不安を抱える保護者や発育に配慮が必要な子どもに対して、親子との遊び（小集団）を通じて子どもへの関わり方や子どもの発達を促す遊びの教室を行います。 ※必要に応じて個別での親子支援を行います。	こども課

※14 療育：発達に支援の必要な子供が社会的に自立することを目的として、子供の持っている能力を充分に発揮できるよう援助すること。

(2) 特別支援教育の充実

障がいのある子供に対し一人ひとりの特性に応じた教育を進めるために、就学相談体制の充実を図ります。

就学時には、本人や保護者に対し多様な学びの場についての情報提供を行い子供に最適な教育が提供できるように支援します。

また、特別支援教育推進のため、特別支援学級の設置に努め、特別支援学校に通う子供との交流を推進します。

取組	内容	担当
発達支援相談	発達の遅れ等により学校生活において配慮を要する子供の支援方法についての相談支援を行います。	学校教育課
ことばの教室	小・中学生を対象に、構音障害や吃音等、話し言葉におけるリズム等の障がいのある子供への言語指導を行います。	学校教育課
教育支援委員会	常陸大宮市教育支援委員会を置き、障がいのある子供に対し早期からの教育相談、支援や就学先の決定を行います。対象者の増加、ケースの複雑化に対応し、適切な教育支援を行います。	学校教育課
特別支援教育コーディネーターの配置	小・中学校における特別支援教育コーディネーターの配置により、特別支援教育の充実・推進を図ります。また、多くの職員に専門知識や免許の取得を勧めていきます。	学校教育課
特別支援学級	知的障がい、自閉症・情緒障がい等の特別支援学級について、専門知識を持った教職員の充実と、全ての学校で子供の障がいに合わせた指導の展開を図ります。	学校教育課
学校施設のバリアフリー化	障がいのある子供が支障なく学校生活を送れるように学校施設のバリアフリー化を推進します。	学校教育課
特別支援教育支援員の配置	特別な支援を必要とする子供に対し、学校生活において適切な支援と指導を行うことや一人ひとりの基本的な生活習慣・学力の向上を図るために特別支援教育支援員を配置します。	学校教育課
特別支援教育研修会の実施	特別支援教育の理解促進および適切な教育支援を行っていくために、小・中学校等の教職員を対象に研修会を実施します。	学校教育課
福祉教育・交流教育の実施	「居住地交流事業」として、特別支援学校の子供と自分の居住する地域の学校との交流事業を実施し、また、「総合的な学習の時間」の活用等により、関係機関等の連携でボランティア活動など地域の体験学習の機会を提供するように図ります。	学校教育課 生涯学習課

基本目標4 安心して地域生活ができる環境の整備

(1) 生活環境・情報提供の向上とバリアフリー化の推進

障がいのある人が暮らしやすいまちづくりをめざして、公共施設等のバリアフリー化を進め、ユニバーサルデザインを踏まえた福祉のまちづくりを推進します。

このため、障がいのある人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう住宅、交通機関、歩道などあらゆる生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、街中まで連動したバリアフリー環境の実現に努めます。

視覚や聴覚等の障がいにより情報の取得や伝達に困難を生じる人について、ボランティアの養成、手話・要約筆記等の意思疎通支援を行い、情報提供のバリアフリー化を進めて情報弱者をつくらないよう努めます。また、障がいのある人が投票を行う際、一票を投じやすい環境を整えます。

取組	内容	担当
手話奉仕員養成講座	手話で挨拶や自己紹介程度の簡単な会話が可能になることを目標にした講座を開設します。	社会福祉課
いばらき身障者等用駐車場利用証制度の推進	ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場を本当に必要としている人が利用しやすい環境を整備するため、障がいのある人、高齢者、難病患者および妊産婦の人などの申し出により利用証を発行する制度を推進します。	社会福祉課
ホームページのバリアフリー化の推進	障がいのある人が、提供されている情報に問題なくアクセスし利用できる、見やすいホームページを作成します。文字サイズの変更や読み上げ機能、色などにも配慮し、視覚・聴覚障がい者や高齢者にも見やすいホームページとなるよう更新管理をします。	企画政策課
公営住宅のバリアフリー化	公営住宅のバリアフリー化の推進を図ります。今後は、「常陸大宮市住生活基本計画」に基づき、住宅建替時に対応します。	都市計画課
常陸大宮駅周辺整備のユニバーサルデザイン導入	JR水郡線常陸大宮駅において、誰もが安心して利用しやすい快適な東西自由通路の整備および駅舎の建替えを行います。駅前広場およびその周辺においても、ユニバーサルデザインを導入し、交通結節点としての機能を高めるとともに、まちを安心・安全に回遊できる計画および整備の推進を図ります。	駅周辺整備推進課
投票所のバリアフリー化	障がいのある人を含めて誰もが行きやすい投票所のバリアフリー化を推進します。(投票所は公民館、地区集会所を利用しており修繕工事は難しいため、選挙投票所ごとに簡易スロープ等を設置し対応します。)	選挙管理委員会

取組	内容	担当
郵便等投票制度の周知・啓発	投票所に行くことができない障がいのある人等が自宅で投票をし、選挙管理委員会に郵送する制度の周知・啓発を図ります。	選挙管理委員会
読書環境の整備の推進	障がいの有無にかかわらず、読書することができる環境の整備の推進を図ります。	生涯学習課
ボランティア活動の振興	「ボランティアセンター」を拠点として、各分野にわたる関係団体と連携を推進する中で、多様なボランティア活動の振興を図ります。	社会福祉協議会

(2) 防災・防犯の協力体制づくり

2011年の東日本大震災や令和元年東日本台風水害等を受けて、全国的に防災に対する意識が高まっています。

本市では「常陸大宮市地域防災計画」を令和4年4月に改定し、自然災害等に対する対応を定めていますが、今後とも災害時に支援を必要とする障がいのある人とその家族が安心できる避難のあり方の検討を進めるとともに、日頃から地域で顔の見える関係づくりが構築できるよう支援を行います。また、災害時等に安否確認、避難所等への誘導などが迅速に行われる支援体制の整備を進めます。

さらに、消費者トラブルから、障がいのある人を守るための啓発的事業や消費者相談を実施します。

取組	内容	担当
避難行動要支援者台帳作成	災害時の避難に支援を要する方の名簿の作成と、個別避難支援プランを作成し、関係機関と連携し避難支援活動の充実を図ります。	社会福祉課
緊急通報システム事業	ひとり暮らしの重度身体障がい者や高齢者等に災害、急病、事故等のため救護を必要とする緊急時に、緊急通報のための機器を貸与・給付します。	長寿福祉課 消防本部
地域防災計画の推進	「地域防災計画」により、災害時の障がい者支援対策を推進するとともに、障がいのある人への指定緊急避難場所、指定避難場所及び福祉避難場所の周知や防災避難訓練の参加の促進を図ります。各地区の防災体制強化に向けて、自主防災組織の組織化を促進します。	危機管理課
消費者安全対策の推進	常陸大宮市消費生活センターや茨城県消費生活センターと連携して、障がいのある人が不当な消費者犯罪などに巻き込まれないように広報・啓発を行います。	商工観光課
緊急通報システムNET119	聴覚機能、言語障がい等の障がいがあり、音声による緊急通報が困難である方が、携帯電話等のインターネット機能を利用して、消防機関に緊急通報をするためのサービスを提供します。	消防本部

基本目標5 就労や社会活動による生きがいの推進

(1) 就労支援の充実と地域での仕事の開拓

障がいのある人が地域生活をするうえで、生きがいを持ち、自立した生活を営み、社会参加するためには、障がい種別や個々の特性、ニーズに応じた多様な働き方が選択できる環境づくりが必要となります。

平成28年4月より、雇用分野における障がいのある人に対する差別の禁止および障がいのある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに改定された「改正障害者雇用促進法」が施行され、障がいのある人となない人の均等な機会および待遇の確保が求められます。

障がいのある人の就労に対しての課題は、就労後、定着できるよう継続的な支援体制を強化することが求められていますので、今後も継続して障がいのある人の就労支援、就労後定着するまでの相談支援を充実させるなど、ハローワークや関係機関と連携し、就労支援体制の充実を図ります。

また、就労移行支援等の職業訓練に関する障害福祉サービスを提供する事業所の拡大とこれらの情報提供に努め、さらに、障害者優先調達推進法に基づく工賃の向上を図ります。

取組	内容	担当
指定障害福祉サービス・就労支援事業の確保	指定障害福祉サービスの就労移行支援事業、就労継続支援事業、就労定着支援事業の確保を図り就労を支援します。	社会福祉課
雇用促進対策の普及・啓発・広報	「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、市内の事業所に対し、公共職業安定所と連携して障害者雇用制度の普及・啓発・広報を行います。	社会福祉課

(2) 生涯学習活動への支援と余暇活動の充実

障がいのある人が、スポーツ・文化など、さまざまな分野の生涯学習活動へ参加することは、充実した日常生活を送ることにつながります。

広報活動等の充実により、参加促進を図るとともに、健康づくりの面でも、余暇を過ごす意味でも、生涯学習を通じて交流を図りながら、身近な地域での活動に積極的に参加できるよう、障がいのある人の社会活動への積極的参加を促します。

取組	内容	担当
障害者団体等の活動助成	障がい者福祉の向上、社会参加の促進、各関係団体との連携等を推進するために、補助金の適性等を考慮しながら、障害者団体や家族会等の活動の振興に向けて助成を行います。	社会福祉課
障がい者スポーツ大会等への参加促進	障がい者スポーツ大会等について、各種団体との連携と広報等の充実により、参加促進を図ります。	社会福祉課 文化スポーツ課
地域活動支援センター事業	障がいのある人等の地域住民との交流活動を促進するため、地域ボランティアの育成および地域の社会基盤との連携強化を行い、地域との交流のきっかけづくりを支援します。	社会福祉課

基本目標6 心のバリアフリー・ユニバーサルデザイン※13の推進

(1) 広報・啓発の推進

心のバリアフリーとは、お互いを理解し助け合い、暮らし続けることができるまちをつくるための心構えです。このことは、ノーマライゼーション理念や共生社会の視点の浸透などにより、『心のバリアフリー』として、理解、配慮、思いやり、気軽な声掛け、支援等の重要性が認識されるようになってきました。

平成18年12月20日に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」では、この『心のバリアフリー』を深めていくことを国の責務として定めるとともに、国民の責務としても新たに位置づけられました。

高齢者や障がいのある人などが円滑に移動し施設を利用できるようにすることへの協力だけでなく、自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性についての理解を深めることが、国民の責務として定められています。

障がい者理解への一層の啓発に取り組むとともに、さらに市民に対する理解や認識を高める普及啓発活動が重要です。

取組	内容	担当
障がい者理解についての広報・啓発の推進	共生する社会の理念や障害者週間などの周知とともに、広報等により日常的に障がい者理解のための広報・啓発を推進します。	社会福祉課
公共施設や民間施設等のユニバーサルデザイン化の推進	高齢者や障がいのある人をはじめ、だれもが安心して暮らしやすいまちをめざすため、公共施設や民間施設等のユニバーサルデザイン化を推進します。	社会福祉課 関係各課

※13 26頁参照

第5章 第7期常陸大宮市障害福祉計画

1 計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ①令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- ②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減する。

【第7期計画における目標設定】

令和8年度末までに、障がいのある人の状況と意向、地域の受入体制等を踏まえ、関係機関と連携して目標達成をめざします。

項目	目標値	備考
①令和8年度末までに地域生活へ移行する施設入所者数	6人	令和4年度末時点の施設入所者数：96人
②令和8年度末の施設入所者数	90人	

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- ①市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。
- ②市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定する。
- ③市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。

【第7期計画における目標設定】

精神障がいにも対応した、在宅支援および地域の課題解決に向け「常陸大宮市地域自立支援協議会」等を活用するなどして地域包括ケアシステムの構築に努めます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人
③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回

(3) 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- ①令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること。
- ②令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。

【第7期計画における目標設定】

常陸大宮市内の事業所等が有する機能を有機的に連携する「面的な体制」によって地域生活支援拠点等の整備を行います。

強度行動障がい者を有する障がい者への支援として、生活の状況や支援のニーズの把握、支援体制の整備に努めます。

また、「常陸大宮市地域自立支援協議会」等を活用するなどして、課題の検討や運用状況の検証を行います。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①地域生活支援拠点等が有する機能の充実			
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
検証及び検討の回数	2回	2回	2回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- ①福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人を令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
- ②就労移行支援事業を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人を令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
- ③就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- ④就労継続支援A型事業を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人を令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上とする。
- ⑤就労継続支援B型事業を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人を令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とする。
- ⑥就労定着支援事業の利用者数を令和3年度の利用実績の1.41倍以上とする。
- ⑦就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

【第7期計画における目標設定】

令和8年度末までに、福祉サービス事業所や関係機関と協力して、就労移行支援事業等の強化による一般就労への意向を図ります。

項目	目標値	備考
①福祉施設から一般就労への移行者数	6人	令和3年度実績：4人
②就労移行支援事業から一般就労への移行者数	3人	令和3年度実績：2人
③一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	1事業所	
④就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	3人	令和3年度実績：2人
⑤就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	1人	令和3年度実績：0人
⑥就労定着支援事業の利用者数	2人	令和3年度実績：1人
⑦就労定着率が7割以上の事業所	1事業所	

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- ①相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること。
- ②地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること。

【第7期計画における目標設定】

基幹相談支援センターが中核的機能を担い、適切なサービスを提供するための相談支援体制の確保と関係機関との連携強化を図っていきます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①基幹相談支援センターの設置及び地域の相談支援体制の強化			
基幹相談支援センターの設置	1 箇所	1 箇所	1 箇所
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	70件	77件	84件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1 件	1 件	1 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1 回	2 回	2 回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	60回	65回	70回
主任相談支援専門員の配置数	1 人	1 人	1 人
②協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善			
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	1 回	1 回	1 回
参加事業者・機関数	3	3	3
協議会の専門部会の設置数	1	1	1
協議会の専門部会の実施回数	1 回	4 回	6 回

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

○利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築すること。

【第7期計画における目標設定】

国・県等が実施する研修会に参加するとともに、障害福祉サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築に努めます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修への市町村職員の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有体制の構築と実施回数	1回	1回	1回
県が実施する指導監査の適正実施と共有体制の構築及び共有回数	1回	1回	1回

2 サービス体系

障害者総合支援法下のサービスは、「指定障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」に大別され、「指定障害福祉サービス」については「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」および「居住系サービス」に分かれます。

障害者総合支援法に基づく体系については、次のとおりです。

障害者総合支援法	指定障害福祉サービス	介護給付	訪問系サービス	居宅介護
				重度訪問介護
				同行援護
				行動援護
				重度障害者等包括支援
			日中活動系サービス	生活介護
		療養介護		
		短期入所		
		居住系サービス	施設入所支援	
		訓練等給付	日中活動系サービス	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
				就労選択支援
				就労移行支援
	就労継続支援（A型・B型）			
	就労定着支援			
	居住系サービス		自立生活援助	
			共同生活援助（グループホーム）	
			相談支援	相談支援
	地域移行支援			
	地域定着支援			
	地域生活支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業	
			自発的活動支援事業	
			相談支援事業	
			成年後見制度利用支援事業	
			成年後見制度法人後見支援事業	
			意思疎通支援事業	
			日常生活用具給付等事業	
			手話奉仕員養成研修事業	
			移動支援事業	
			地域活動支援センター	
任意事業		その他の事業		

3 障害福祉サービスの見込量と確保の方策

【見込量設定の考え方】

各サービスの見込量については、次の事項を考慮して設定しました。

- 第6期計画期間における利用実績
- 当事者や関係団体、事業所等から得た利用ニーズの傾向
- 施設入所者の地域生活への移行者数
- 平均的な1人当たり利用量等

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

居宅における入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【見込量の考え方】

サービス利用実績を基に、「基本指針」に沿って、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者についても考慮し、1人1か月あたりの平均利用時間を15時間と見込みます。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護や、外出時の移動介護などを行います。

【見込量の考え方】

障がいの重篤化、同居家族の高齢化等による利用を想定し、1人1か月あたりの平均利用時間を150時間と見込みます。

③同行援護

視覚障がい者に対して、移動時およびそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ、食事等の介護などを行います。

【見込量の考え方】

地域生活支援事業での視覚障がい者の移動支援事業実績を勘案し、1人1か月あたりの平均利用時間を50時間と見込みます。

④行動援護

行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援などを行います。

【見込量の考え方】

障がい特性の多様化、利用者ニーズの変化等を考慮し、1人1か月あたりの平均利用時間を16時間と見込みます。

⑤重度障害者等包括支援

常に介護が必要な最重度の障がいのある人に対して、居宅介護その他の包括的な介護を行います。

【見込量の考え方】

障がいの重篤化、同居家族の高齢化や利用者のニーズを勘案し、1人1か月あたりの平均利用時間を150時間と見込みます。

◎見込量と確保の方策

数値は月平均

区分		実績値		見込値	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	実利用者数	31	32	32	33	34	35
	延べ利用時間	318	371	480	495	510	525
重度訪問介護	実利用者数	1	1	1	1	2	2
	延べ利用時間	60	74	150	150	300	300
同行援護	実利用者数	5	6	5	6	6	6
	延べ利用時間	148	139	250	300	300	300
行動援護	実利用者数	0	0	0	2	2	2
	延べ利用時間	0	0	0	32	32	32
重度障害者等包括支援	実利用者数	0	0	0	1	1	1
	延べ利用時間	0	0	0	150	150	150

【見込量確保のための市の方策】

○利用者のニーズに的確に対応するために事業者と連携し、それぞれの障がい特性を理解したヘルパーの確保など、質の高いサービスが提供できる環境づくりに努めます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

福祉施設において、日中に入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動などの支援を行います。

【見込量の考え方】

国計算式による想定値を採用しています。

②自立訓練（機能訓練）

身体障がい者を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能などの向上のために必要な訓練を行います。

【見込量の考え方】

サービス利用実績を基に、1人1か月あたりの平均利用日数を10日と見込みます。

③自立訓練（生活訓練）

知的障がい者、精神障がい者を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むため、生活機能などの向上のために必要な訓練を行います。

【見込量の考え方】

国計算式による想定値を採用しています。

④就労選択支援

就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

【見込量の考え方】

障がいのある人等のニーズ、特別支援学校卒業者数、就労移行支援や就労継続支援を新たに利用する人または利用している人の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

⑤就労移行支援

就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を行います。

【見込量の考え方】

サービス利用実績を基に、「基本指針」に沿って、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者についても考慮し、1人1か月あたりの平均利用日数を20日と見込みます。

⑥就労継続支援（A型）

雇用契約などに基づき、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための適切な支援を行います。

【見込量の考え方】

サービス利用実績を基に、1人1か月あたりの平均利用日数を20日と見込みます。

⑦就労継続支援（B型）

就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための必要な訓練を行います。

【見込量の考え方】

サービス利用実績を基に、1人1か月あたりの平均利用日数を20日と見込みます。

⑧就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

【見込量の考え方】

サービス利用実績を基に人数を見込みます。

⑨療養介護

医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の支援を行います。

【見込量の考え方】

現在のサービス利用実績に鑑み、1人1か月あたりの平均利用日数を31日と見込みます。

⑩短期入所

介護者の病気などの理由により、宿泊を伴う短期間の介護が必要な人に対して支援を行います。

【見込量の考え方】

サービス利用実績を基に、1人1か月あたりの平均利用日数を10日と見込みます。福祉型と医療型を合計しています。

◎見込量と確保の方策

数値は月平均

区分		実績値		見込値	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	実利用者数	162	153	155	156	157	158
	延べ利用日数	2,981	2,778	2,833	2,850	2,867	2,884
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	9	8	8	8	9	9
	延べ利用日数	79	57	50	80	90	90
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	4	3	3	3	4	5
	延べ利用日数	79	57	50	60	80	90
就労選択支援	実利用者数					1	1
就労移行支援	実利用者数	8	12	13	14	15	16
	延べ利用日数	145	183	260	280	300	320
就労継続支援A型	実利用者数	20	20	33	41	51	63
	延べ利用日数	384	399	660	820	1,020	1,260
就労継続支援B型	実利用者数	113	128	127	132	137	142
	延べ利用日数	1,952	2,156	2,540	2,640	2,740	2,840
就労定着支援	実利用者数	1	1	1	1	2	2
療養介護	実利用者数	3	3	4	4	4	4
	延べ利用日数	91	91	124	124	124	124
短期入所	実利用者数	14	13	20	21	22	23
	延べ利用日数	229	209	220	210	220	230

【見込量確保のための市の方策】

○既存の施設を含む地域の社会資源を有効に活用しながら、利用者のニーズに対応していくとともに、ハローワークや就労系事業所、就業・生活支援センターとの連携強化を図るなど、関係機関と協力し、就労支援体制の充実に努めます。

○短期入所については、身近な地域でサービス利用ができるよう、サービス提供体制の整備に努めるとともに、既存施設の増床や空き施設の利用、介護保険施設との相互利用など事業者と連携し既存施設の活用を図ります。

(3) 居住系サービス

①自立生活援助

障害者支援施設やグループホームを利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する者に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、必要な助言や、医療機関等との連絡調整等を行います。

【見込量の考え方】

施設入所支援や共同生活援助からの単身生活への実績や、地域移行支援や地域定着支援の利用者等を勘案して見込みます。

②共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、夜間や休日の相談に加え、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。

【見込量の考え方】

サービス利用実績および施設入所者、入院中の精神障がい者の地域生活への移行後に利用が見込まれる者を勘案して見込みます。

③施設入所支援

施設入所者に対して、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【見込量の考え方】

新規施設入所者の増加および既入所者の地域生活への移行による退所者等を勘案して見込みます。

◎見込量と確保の方策

数値は月平均の実利用者数

区分	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	0	0	0	1	1	1
共同生活援助	52	51	55	58	59	61
施設入所支援	98	92	91	90	89	88

【見込量確保のための市の方策】

○障がいのある人が、自ら生活の場を選択し、地域で生活を始めたり、住み続けたいまちでの生活を続けられるよう、共同生活援助等（グループホームなど）について、既存施設の拡充や新規事業所の設置を支援します。

(4) 相談支援

①計画相談支援

障害福祉サービス等を利用するすべての人にサービス等利用計画を作成し、支援を行います。

【見込量の考え方】

サービス利用実績を基に見込みます。

②地域移行支援

障害者支援施設に入所している人や病院に入院している精神障がいのある人に、住居の確保等の地域生活に移行するための相談や支援を行います。

【見込量の考え方】

サービス利用実績を基に見込みます。

③地域定着支援

施設や病院から地域生活に移行した人、家族との同居から一人暮らしを始めた人等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。

【見込量の考え方】

サービス利用実績を基に見込みます。

◎見込量と確保の方策

数値は年間の実利用者数

区分	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	244	352	360	367	374	381
地域移行支援	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	0	0	0	1	1	1

【見込量確保のための市の方策】

○対象となる障がいのある人の置かれている現状を第一に考え、各関係機関との連携を図り、情報提供や制度の周知を図るとともに、支援体制の確保に努めます。

4 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

地域住民を対象に、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行います。

区分	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込量確保のための市の方策】

○障がいのある人が関わるイベントなどを通じ、障がいのある人もない人も交流できる機会を提供し、障がい者理解の促進に努めます。

②自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

区分	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	無	無	実施	実施	実施	実施

【見込量確保のための市の方策】

○同じ障がいのある人やその家族が情報交換や悩みの共有を行うなどの自発的な活動を促進するため、支援の具体的内容・方法を検討していきます。

③相談支援事業

(ア) 障害者相談支援事業

障がいのある人等の福祉に関する問題について、相談に応じ、情報提供や助言、障害福祉サービスの利用支援などを行うとともに、障がいのある人の権利擁護のための援助を行います。

(イ) 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的にを行います。

(ウ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業を適正かつ円滑に行うため、一般的な相談支援事業に加え、専門的知識のある職員を配置し、地域の相談支援事業者等に対して専門的な指導・助言を行い、相談支援機能の強化を図ります。

(エ) 住宅入居等支援事業

賃貸契約の一般住宅への入居が困難な障がいのある人について、入居に必要な調整等の支援を行います。また、家主等への相談・助言を通じて、障がいのある人の地域生活を支援します。

令和3年度及び令和4年度では、該当となる人はいませんでしたが、日々の相談において幅広く周知していきます。

区分	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	2か所実施	2か所実施	2か所実施	2か所実施	2か所実施	2か所実施
基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込量確保のための市の方策】

○対象となる障がいのある人の置かれている現状を第一に考え、各関係機関との連携を図り、情報提供や制度の周知を図るとともに、支援体制の確保および連携強化に努めます。

④成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス等の利用の観点から成年後見制度を利用することが有用と認められる障がいのある人のうち、市長申立を行った人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合、成年後見申立および報酬に係る経費の一部、または全部を支援します。

数値は年間の実利用者数

区分	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	0	0	1	1	1	1

【見込量確保のための市の方策】

○実績が少ない現状であるため、今後、広報による周知をするとともに、広報、相談、申立て支援などの機能をもつ中核となる機関の設置に努めます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援します。

数値は年間の実施回数

区分	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	0	0	1	1	1	1

【見込量確保のための市の方策】

○法人後見の実施を予定する法人が現れた場合、事業の実施を検討します。
○広報等による周知に努めます。

⑥意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳・音訳等による支援事業など、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の意思疎通を支援します。

数値は年間の実利用者数

区分	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	2	3	5	5	5	5

【見込量確保のための市の方策】

○本市においては、茨城県立聴覚障害者センター「やすらぎ」と連携して支援を行っていますが、広報等での周知を行うなどして利用の促進に努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、以下の福祉用具の給付等を行います。

(ア) 介護・訓練支援用具

特殊寝台など、身体介護や訓練のための用具。

(イ) 自立生活支援用具

入浴補助用具や歩行支援用具など、入浴・移動などの自立生活を支援するための用具。

(ウ) 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器など、在宅療養を支援するための用具。

(エ) 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、情報伝達や意思疎通を支援するための用具。

(オ) 排せつ管理支援用具

ストマ用装具など、排せつ管理を支援するための用具。

(カ) 居宅生活動作補助用具

手すりや段差解消など居宅生活動作を円滑にするための用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

数値は年間の延べ給付件数

区分	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	2	0	1	1	1	1
自立生活支援用具	6	2	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	3	2	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	2	2	2	2	2	2
排泄管理支援用具	1,046	1,004	1,030	1,040	1,060	1,070
居宅生活動作補助用具	0	0	1	1	1	1

【見込量確保のための市の方策】

○障がいのある人の特性や用具の必要性を考慮し、継続して事業を実施するとともに、障害者手帳交付時における説明や広報等による周知を図ります。

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の福祉増進を図るため、手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得した者を養成する講座を開講します。

数値は年間の修了者数

区分	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	4	0	0	10	10	10

【見込量確保のための市の方策】

○年サイクルで手話奉仕員養成講座の「入門課程」と「基礎課程」を実施し、手話奉仕員を養成します。

⑨移動支援事業

一人で外出することが困難な障がいのある人に外出の際の移動を支援することで、地域での自立生活および社会参加などを促進します。

数値は年間

区分		実績値		見込値	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	10	9	15	17	20	22
	延べ利用時間	267	247	405	459	540	594

【見込量確保のための市の方策】

○本市における障がいのある人（児）の移動手段の確保については、福祉サービスや公共交通機関等を考慮しても、個々の生活様式、ニーズ等に対応するには非常に困難な状況にあります。障がいのある人（児）の置かれている状況を勘案し、「常陸大宮市福祉有償運送事業」などと調整し、柔軟な対応を図ります。

⑩地域活動支援センター

創作的活動、生産活動の機会や交流促進などを図るための日中活動の場を提供します。なお、センターには以下の3類型があります。

- Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉および地域との連携強化のための調整、地域住民に対する障がいのある人への理解促進のための普及啓発などの事業を行います。（相談支援事業所を併設）
- Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練などのサービスを提供します。
- Ⅲ型：創作的活動または生産活動を行い、地域生活支援の促進を図ります。

数値は年間

区分		実績値		見込値	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	実施か所数	2	2	2	2	2	2
	実利用者数	29	9	9	9	9	10

【見込量確保のための市の方策】

○創作的活動および地域交流の場としての内容を充実させて、障がいのある人の利用促進を図ります。

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

寝たきりなどの身体障がい者等で、自宅浴槽での入浴が困難な場合に、組み立て式の浴槽を使い、自宅で入浴してもらうことで身体障がい者の負担を軽減し、身体の清潔保持、心身機能の維持を図ります。

数値は年間

区分		実績値		見込値	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数	3	3	3	3	3	3
	延べ利用者数	224	247	250	250	250	250

【見込量確保のための市の方策】

○身体障がい者等の地域における生活を支援するため、引き続き制度を維持します。

②日中一時支援事業

家族の就労支援および一時的な休息を目的として、障がいのある人（児）の日中活動の場の提供、見守りなどの支援を行います。

数値は年間

区分		実績値		見込値	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用者数	67	67	69	69	71	71
	延べ利用者数	4,498	4,031	4,150	4,150	4,270	4,270

【見込量確保のための市の方策】

○利用者のニーズ把握に努め、事業内容を周知し利用を促進するとともに、事業者とも連携し、ニーズに適切に対応できる体制の整備に努めます。

③自動車運転免許取得費助成事業

障がいのある人の就労と行動範囲の拡大、社会活動への参加等により生活の向上を図るため、自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。

数値は年間の実利用者数

区分	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費助成事業	2	1	1	1	1	1

【見込量確保のための市の方策】

- 4級以上の身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている者の免許取得費用を助成（上限100,000円）します。
- 障がいのある人の生活環境、社会参加を含めた生活の向上のために継続して事業を推進していくとともに、広報等で周知を図ります。

④自動車改造費助成事業

就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成します。

数値は年間の実利用者数

区分	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造費助成事業	2	1	1	1	1	1

【見込量確保のための市の方策】

- 重度の身体障がい者が、自ら所有し運転する自動車を改造する場合、改造費用を助成（上限100,000円）します。
- 就労、社会参加を含め、自立した生活を送るための支援として継続して事業を推進していくとともに、広報等で周知を図ります。

第6章 第3期常陸大宮市障害児福祉計画

1 計画の成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置すること。また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保すること。
- 令和8年度末までに、県及び各市町村または圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

【第3期計画における目標設定】

令和8年度末までに、障害児通所支援等サービス事業者や関係機関との連携により、地域の障がい児支援体制の拡充に取り組んでいきます。

項目	目標	備考
○児童発達支援センターの設置	設置	こどもセンターと連携
○保育所等訪問支援の導入	拡充	市または圏域で対応
○障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の整備	整備	市または圏域で整備
○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	設置	市または圏域で設置
○主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	設置	市または圏域で設置
○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	市または圏域で設置
○医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	配置	市で配置

2 サービス体系

障がいのある子供に対する支援として、児童福祉法下のサービスがあります。
体系については、次のとおりです。

児童福祉法	障害児通所支援	児童発達支援
		医療型児童発達支援
		放課後等デイサービス
		保育所等訪問支援
		居宅訪問型児童発達支援
	相談支援	障害児相談支援

3 障害児福祉サービスの見込量と確保の方策

【見込量設定の考え方】

各サービスの見込量については、次の事項を考慮して設定しました。

- 第2期計画期間における利用実績
- 平均的な1人当たり利用量等

(1) 障害児通所支援等

①児童発達支援

未就学の障がいのある子供に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

【見込量の考え方】

サービス利用実績等を勘案し、1人1か月あたりの平均利用日数を12日と見込みます。

②医療型児童発達支援

医療が必要かつ集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある子供に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援および治療を行います。

【見込量の考え方】

サービス利用実績等を勘案し、1人1か月あたりの平均利用日数を8日と見込みます。

③放課後等デイサービス

学校在学中の障がいのある子供に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を行います。

【見込量の考え方】

サービス利用実績等を勘案し、1人1か月あたりの平均利用日数を15日と見込みます。

④保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障がいのある子供に対して、障がいのない子供との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

【見込量の考え方】

サービス利用実績等を勘案し、1人1か月あたりの平均利用日数を2日と見込みます。

⑤居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子供に対して、障がいのある子供の居宅を訪問して発達支援を行います。

【見込量の考え方】

ニーズ等を考慮して利用者数を見込みます。

⑥障害児相談支援

障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成し、給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに、利用計画を作成します。

【見込量の考え方】

サービス利用実績を基に見込みます。

⑦医療的ケア児への関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケアが必要な児童について、必要な支援が受けられるように調整等を行うコーディネーターを配置します。

【見込量の考え方】

ニーズ等を考慮して年間の配置人数を見込みます。

◎見込量と確保の方策

数値は月平均（障害児相談支援のみ年間）

区分		実績値		見込値	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実利用者数	27	31	23	24	25	27
	延べ利用日数	196	222	276	288	300	324
医療型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	1	1	1
	延べ利用日数	0	0	0	8	8	8
放課後等デイサービス	実利用者数	100	123	87	95	104	114
	延べ利用日数	886	1,085	1,305	1,425	1,560	1,710
保育所等訪問支援	実利用者数	8	28	36	38	40	42
	延べ利用日数	10	31	54	76	80	84
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	1	1	1
	延べ利用日数	0	0	0	2	2	2
障害児相談支援	実利用者数	101	98	110	120	130	142
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	年間配置人数	0	1	1	1	1	1

【見込量確保のための市の方策】

- 障害児通所支援については、障がいのある子供が身近な地域で支援を受けられるよう、事業者と連携して障がい特性に応じた専門的な支援が提供できる施設整備および環境づくりに積極的に努めます。
- 障害児相談支援については、対象となる障がいのある子供の置かれている現状を第一に考え、各関係機関との連携を図り、情報提供や制度の周知を図るとともに、支援体制の確保に努めます。

第7章 計画の推進と進行管理

1 障がい者施策に関する体制の整備

障がい者施策の総合的な推進のために、保健・福祉・教育・雇用・まちづくりなど、関係部署の連携を強化します。

また、市役所内部にとどまらず、広く雇用関係機関や教育関係機関、福祉関係機関等との連携を強化します。

2 市民、関係団体、自立支援協議会との連携強化

(1) 障害者団体等との連携強化、参加・参画の推進

障害者計画・障害（児）福祉計画の策定および推進にあたっては、障害者団体や関係団体との連携を強化するとともに、障害者団体等の参加・参画を進めます。

(2) ボランティア団体、サービス提供事業者、市民等との連携強化

本計画の基本的視点の一つである「共生社会の実現に向けた施策の推進」の実現に向けて、市民の理解を醸成するとともに、ボランティア団体、サービス提供事業者等との連携の強化を図ります。

(3) 自立支援協議会との連携強化

地域自立支援協議会において共通認識された地域の課題やニーズ等を踏まえ、相互に協力・連携し、障がい者福祉施策を推進します。

○障がい者福祉に関する行政等の体制の整備

○市と市民・関係団体・地域自立支援協議会との連携強化

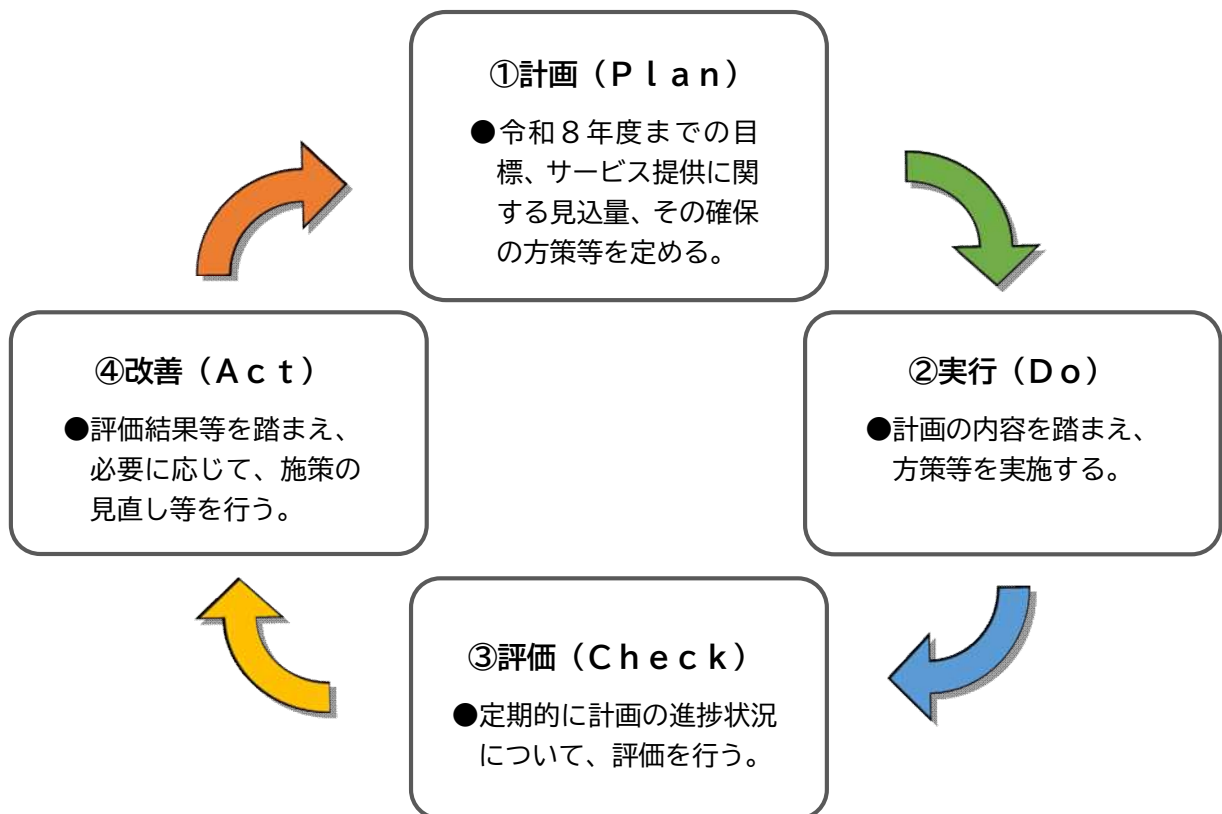
3 計画の進行管理

障害者総合支援法および児童福祉法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析と評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（＝PDCAサイクルによる進行管理）とされているため、本計画もこの考え方を基本とし、計画を着実に推進していきます。

具体的には、常陸大宮市障害者計画等推進協議会において成果目標・活動指標等に関する実績を把握し、分析と評価を行いながら、社会情勢や国・県の施策等の変化に柔軟に対応し、必要に応じて改善・見直しを行います。

また、本計画の推進にあたっては、関係行政機関や民間事業者等の関係団体と連携し、サービスの円滑な提供に努めます。

■PDCAサイクル



資料編

1 策定経過

年 月 日	内 容
令和5年11月～ 令和6年1月	○計画素案の作成 ○障害福祉サービス見込量等の検討、茨城県への報告・調整 ○関係機関への照会
令和6年1月17日	令和5年度第1回常陸大宮市障害者計画等推進協議会 ○委嘱状・任命書交付 ○協議事項 ・ひたちおおみや障がい者プラン2024（案）について （第3期常陸大宮市障害者計画・第7期常陸大宮市障害福祉計画・第3期常陸大宮市障害児福祉計画）
令和6年2月8日	令和5年度第1回常陸大宮市地域自立支援協議会及び常陸大宮市障害者差別解消支援地域協議会 ○協議事項 ・ひたちおおみや障がい者プラン2024（案）について （第3期常陸大宮市障害者計画・第7期常陸大宮市障害福祉計画・第3期常陸大宮市障害児福祉計画）

2 常陸大宮市障害者計画等推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 常陸大宮市障害者計画等（以下「計画」という。）を推進するため、常陸大宮市障害者計画等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 計画等の推進に関すること。
- (2) 計画等の見直しに対する検討及び調整に関すること。
- (3) その他計画推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員長、副委員長及び委員 16 名以内の委員をもって組織する。

2 委員長は、委員の互選により選出するものとし、副委員長は、委員長が指名するものとする。

3 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 社会福祉事業の関係者
- (3) 福祉関係団体の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 学識経験を有する者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか推進協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮ってこれを定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

3 常陸大宮市障害者計画等推進協議会委員名簿

区 分	氏 名	所属団体・役職等	備考
障害者団体の代表者	露久保 真依子	手をつなぐ育成会会長	委員長
	大久保 眞知子	身体障害者福祉会長	
社会福祉事業の関係者	佐 藤 浩 之	常陸大宮市社会福祉協議会事務局長	副委員長
	岸 政 隆	障害者支援施設長	
	野 上 保	民間保育園連絡協議会会長	
	大曾根 卓	障害者介護給付費等審査会会長	
福祉関係団体の代表	岡 山 壽	常陸大宮市民生委員児童委員協議会会長	
	鈴 木 厚 裕	常陸大宮市主任児童委員連絡会委員長	
	堀 江 親 一	高齢者クラブ連合会会長	
	石 崎 育 子	ボランティア連絡協議会会長	
学識経験者	横 塚 静 江	身体障害者相談員	
	篠 田 美津江	知的障害者相談員	
関係行政機関の職員	塚 本 ル ミ	ハローワーク常陸大宮統括職業指導官	
	岩 田 江 里 子	ひたちなか保健所保健指導課長	
	諸 澤 正 行	教育委員会教育部長	
	笹 沼 睦 男	保健福祉部長	

(令和6年1月1日現在)

4 市内事業所一覧

■訪問系サービス

事業所名	住所	電話	サービスの種類
おおみやホームヘルプステーション	上町321	53-1192	居宅介護 重度訪問介護 行動援護
ごぜんやまホームヘルプステーション	野口平146-1	54-2555	居宅介護 重度訪問介護 行動援護
ニチケアセンター常陸大宮	下村田2456-1 カーサMIWA103号	55-7167	居宅介護 重度訪問介護
訪問介護ステーションドルフィン	泉497-1	53-1191	居宅介護 重度訪問介護
みわ訪問介護事業所	鷺子2023-2	58-2213	居宅介護 重度訪問介護

■日中活動系サービス

事業所名	住所	電話	サービスの種類
慈雍厚生園	野口1279-1 野口1280-1	55-2727	生活介護 短期入所
やまびこ厚生園	国長993	56-2254	生活介護 短期入所 就労継続支援(B型)
障害者支援施設 幸香枝花の村	野上1771-1	54-4890	生活介護 短期入所
美春の郷	野上1926-1	57-1002	生活介護 短期入所
指定障害者支援施設 常陸華の里	野上1788-1	55-9551	生活介護 短期入所
かたくり	野口1286-1	55-2727	生活介護
デイサービスセンタードルフィン	泉497	53-1191	生活介護
障がい者サポートセンター 一貫堂	下町3993	54-7777	生活介護 就労継続支援(B型)
障がい者グループホーム 一貫堂	下町1392	54-7788	短期入所
機能訓練センター フリューゲル	上町357-4	53-1111	自立訓練(機能訓練)
エナベル常陸大宮	下町147-2	55-7666	就労移行支援 就労継続支援(A型)

事業所名	住所	電話	サービスの種類
きよらの郷	野上1771-3	54-4888	就労移行支援 就労継続支援(B型)
障害福祉サービス事業所 おさだの杜	長田1748	57-6500	就労移行支援 就労継続支援(B型)
Polaris	泉657-2	53-8031	就労移行支援 就労継続支援(A型)
ワカバ常陸大宮	姥賀町579-5	55-8230	就労継続支援(A型)
社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会 障害福祉サービス事業所「太陽」	北町388-2	54-7856	就労継続支援(B型)
社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会 障害福祉サービス事業所「つくしんぼ」	姥賀町612-5	53-6263	就労継続支援(B型)
PIECE	下村田2470-1	55-8113	就労継続支援(B型)
エイトファクトリーおおみや	下村田706	58-7658	就労継続支援(B型)

■居住系サービス

事業所名	住所	電話	サービスの種類
慈雍厚生園	野口1279-1 野口1280-1	55-2727	施設入所支援
	野口1294		共同生活介護
やまびこ厚生園	国長993	56-2254	施設入所支援
障害者支援施設 幸香枝花の村	野上1771-1	54-4890	施設入所支援
美春の郷	野上1926-1	57-1002	施設入所支援
指定障害者支援施設 常陸華の里	野上1788-1	55-9551	施設入所支援
御前山ホーム	下伊勢畑1177-3	55-3231	共同生活援助
		56-2254	共同生活介護
障害者グループホーム 花の家	野上1924-2	54-4893	共同生活援助 共同生活介護
グループホームゆず	野口1636-2	55-2727	共同生活援助
障がい者グループホーム 一貫堂	下町1392	54-7788	共同生活援助
グループホーム明の家	野上1924-1	54-4893	共同生活援助

■障害児通所サービス

事業所名	住所	電話	サービスの種類
らいおんハートリハビリ児童デイサービス 常陸大宮	小倉1517	55-9611	児童発達支援 放課後等デイサービス
らいおんハートリハビリ児童デイサービス 常陸大宮3号館	小倉1517 2階	55-9622	児童発達支援 放課後等デイサービス
ころっポ ころっポ	宇留野3051-3	55-7373	児童発達支援 保育所等訪問支援 放課後等デイサービス
キッズスペースポプラ	下村田706	58-7658	児童発達支援 放課後等デイサービス
クオリティ・オブ・ライフ 常陸大宮支援教室	泉328-4	55-8222	放課後等デイサービス

■相談支援

事業所名	住所	電話	サービスの種類
社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会 指定相談支援事業所	北町388-2	58-5070	計画相談支援 障害児相談支援事業 地域移行支援 地域定着支援
指定特定相談支援事業所・ 指定障害児相談支援事業所 慈雍厚生園	野口1635	55-2727	計画相談支援 障害児相談支援事業
らいおんハート 児童発達相談支援事業所 常陸大宮	小倉1517	55-9622	計画相談支援 障害児相談支援事業
指定相談支援事業所 こここ	宇留野3051-3	55-7373	計画相談支援 障害児相談支援事業
相談事業所 L I S H A	東野4457-1	080-5349 -9246	計画相談支援 障害児相談支援事業
障害者支援施設 やまびこ厚生園	国長993	56-2254	計画相談支援
みわ障害者相談支援事業所	鷲子2023-2	58-3882	計画相談支援

ひたちおおみや障がい者プラン2024

第3期常陸大宮市障害者計画

令和3年度（2021年度）～令和8年度（2026年度）

第7期常陸大宮市障害福祉計画

第3期常陸大宮市障害児福祉計画

令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）

発行 令和6年（2024年）3月

編集 常陸大宮市

〒319-2292

茨城県常陸大宮市中富町3135-6

T E L 0295-52-1111

